

令和2年度造林未済地解消事業の実施について

第1 趣旨

人工林資源保続支援基金（以下、「基金」という。）は、様々な事情により未来につなぐ森づくり推進事業（以下、「未来森」という。）の補助対象外となっている人工林伐採跡地における植栽について、森林所有者に対して未来森相当額を補助することで、森林所有者の植栽意欲を喚起し、造林未済地解消に向けた取組を推進する。

第2 目的

近年、道内の人工林資源は利用期にあるため伐採が進む一方、森林整備費用の高騰などにより伐採後の造林が行われず、造林未済地が増加傾向にあり、人工林資源の保続が危ぶまれている状況にある。

造林未済地の解消に向けては、植栽に対する森林所有者の負担軽減を図るため、造林補助事業や未来森の活用が有効であるが、市町村の予算枠や補助要件などにより、森林所有者等の要望通りに補助を受けることが出来ない森林が存在する。こうしたことから、このような森林への植栽に対して、未来森相当額の助成を行い、造林未済地の解消に向け取組を推進する。

第3 助成対象地、助成対象者及び助成内容

1 助成対象地

(1) 公共補助対象型A

- ・市町村予算等の制約により未来森の対象外となる森林

(2) 公共補助対象型B

- ・未来森の補助要件を満たさない森林

2 助成対象者

助成対象者は、森林経営計画策定者（国有林、道有林及び市町村有林を除く）又は森林所有者から造林事業を受託した者（以下、「森林経営計画策定者等」という。）とする。

造林事業を受託した者とは、森林所有者と受委託契約（造林事業委託契約又は森林経営委託契約）を締結したものに限るものとし、森林組合又は造林事業体（以下、「林業事業体等」という。）が請負者として森林所有者と締結した請負契約は、受委託契約に該当しない。

3 助成内容

森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号）及び造林補助事業の実施について（平成12年5月31日付け森整第645号）で定める要件等を満たし植栽を行う場合に、基金は、森林経営計画策定者等に対し、道が定める標準経費の26%（未来森相当額）以内を助成する。

ただし、広葉樹による植栽の場合には、苗木代はトドマツ1号苗の単価を上限とする。

第4 事業の実施方法

- 1 基金は、人工林伐採跡地における事業の実施希望者を募集する。
- 2 実施希望者は、第1号様式の応募申請書に添付書類を付して申請する。
- 3 基金は、申請の内容が適正であることを確認し、受付を行う。
- 4 基金は、申請内容を一定の基準に基づき審査し、実施者を決定の上、第3号様式の選考結果通知書により申請者に結果を通知する。

- 5 実施者は、公共造林事業の採択基準に基づき人工林伐採跡地で植栽し、公共造林事業の補助金の交付を受けた後に、基金に対し第4号様式の完了報告書を提出する。
- 6 基金は、完了報告書等に基づき検査を行った結果、適正と認められた場合、植栽にかかる経費の所定額を助成する。

第5 申請及び選考

1 申請方法

事業の実施を希望する森林所有者等は、「応募申請書（第1号様式）」に次に掲げる書類を添えて、基金が定める期日までに申請するものとする。

(1) 添付書類

ア 植栽（変更）計画書（第2号様式）

植栽計画書には、森林所有者名、植栽箇所（林小班及び面積）、植栽面積、植栽樹種、植栽本数及び植栽時期等を記載する。

イ 森林経営計画書（写）

森林経営計画書（写）とは、森林法第11条に基づき作成し、市町村長等が認定したものであって、当該植栽が計画されている箇所の写しとする。

ウ 図面

図面とは、植栽を予定している林小班を含む森林計画図（1/5,000）及び地形図又は管内図（1/50,000）とする。

(2) 募集時期

募集時期は、原則として植栽する前年度（基金が別に定める期日）とする。

(3) 申請書等の提出先

人工林資源保続支援基金事務局（北海道森林組合連合会内）

2 実施者の選考

基金は、提出された申請書及び添付書類に基づき次の基準により選考し、その結果を「選考結果通知書（第3号様式）」により申請者に通知するものとする。

(1) 必須条件

申請にあたっては以下を必須条件とする。

ア 対象地が人工林伐採跡地であること

イ 公共補助対象型Aについては、市町村予算が植栽実施の制約条件になっていること

ウ 公共補助対象型Bについては、申請箇所が未来森の補助要件を満たさない森林であること

(2) 選考基準

応募人数が、募集箇所数を超えた場合は次のア～ウを考慮して決定する。

ア 森林所有者が造林事業に対する意欲（森林経営計画の策定状況など）を持っている

イ 低コスト施業を実践することが植栽（変更）計画書（第2号様式）に明記されている

ウ 公共補助対象型Aについては、市町村が財政負担出来ない合理的な理由・事情が植栽（変更）計画書（第2号様式）に明記されている

3 事業の変更申請

2により承認された申請者が、承認後に事業内容の変更を行うときは、事業内容の変更に至った内容及びその理由を記載した「事業変更申請書（第6号様式）」を基金に提出し、承認を得なければならない。

(1) 植栽変更計画書は、変更前計画を上段、変更計画を下段に記載する。

(2) 植栽箇所に変更があった場合は、1（1）イで定めた森林経営計画書（写）及び1（1）ウで

定めた図面を添付する。

4 中止及び取消等

事業の中止及び取り消しについては、次のとおりとする。

- (1) 申請者は、承認された事業の実施が困難となり、中止又は廃止しようとするときは、「事業中止（廃止）届（第7号様式）」に事業の中止又は廃止に至った内容及びその理由を記載し、速やかに基金に提出するものとする。
- (2) 基金は、承認した事業計画に基づく事業が実施されていないと認められるときは、事業承認を取り消すことができるものとする。

第6 完了報告及び検査

1 実施者は、事業が完了したときは、「完了報告書（第4号様式）」に次に掲げる書類を添えて、基金に提出するものとする。

(1) 実測図（写）

実測図（写）とは、造林事業補助金交付要綱（平成25年5月29日付け森整第291号）第4に定められた補助金交付申請時に添付し、総合振興局又は振興局（以下、「総合振興局等」という。）に提出したものの写しとする。

(2) 位置図

位置図は、縮尺5万分の1の地形図又は管内図に施行地を記載する。

(3) 造林事業補助金等交付内訳書（写）

造林事業補助金等交付内訳書（写）とは、造林事業に係る補助金交付申請等の取扱い（平成14年8月23日付け森整第836号、最終改正平成28年7月14日付け森整第448号）第4で定められた補助金の交付に当たって添付されたものの写しとする。

(4) 現況写真

現況写真は、事業施工の状況を撮影したものとする。なお、植栽した苗木の近景も併せて撮影する。

(5) 低コスト施業の実施に向けた工夫について

施工地において、低コストによる造林の実施のために工夫された点を完了報告書に記載する。

(6) 納税対応状況申出書

助成額の算定にあたって消費税相当額の取扱いを決定するために、森林所有者の納税対応状況を第5号様式に記載する。

2 基金は、1の完了報告書及び添付書類（以下、「完了報告書等」という。）の提出があった場合は、造林補助金が交付されていることを確認した上で、完了報告書等に基づき書類検査を行うものとし、必要に応じ現地検査を行うことができるものとする。

第7 助成条件

1 助成事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に当該助成事業の施業地を森林以外の用途に転用（助成事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は助成事業施業地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他助成目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ基金にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等にかかる助成金を返還すること。

2 森林環境保全整備事業実施要領、同運用及びその他道の通知等を遵守すること。

3 その他、上記通知等に特段の定めのない事項については、基金事務局と相談すること。
第1号様式

造林未済地解消事業応募申請書

令和 年 月 日

人工林資源保続支援基金
代表 富田 満夫 様

申請者 住所
氏名
電話番号

人工林伐採跡地への植栽に対する人工林資源保続支援基金による助成を希望しますので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 植栽計画書
- 2 森林経営計画書（写）
- 3 図面（森林計画図、位置図）

植栽（変更）計画書

項目	計画内容
助成対象地	
森林所有者名	
植栽箇所 (林小班及び面積)	住所： 林班 小班（小班面積： ha）
植栽面積	ha
植栽樹種	
植栽本数	本
植栽時期	令和 年 月～ 月
市町村予算の状況	
低コスト施業の実施 に向けた工夫	
その他	

※変更計画書の場合、変更前計画を上段、変更計画を下段に記載すること

※助成対象地の欄には、「公共補助対象型A」もしくは「公共補助対象型B」と記載すること

※市町村予算の状況の欄には、申請メニューが公共補助対象型Aの場合に記載すること

第3号様式

造林未済地解消事業選考結果通知書

令和 年 月 日

(申請者) 様

人工林資源保続支援基金

代表 富田 満夫

令和 年 月 日付けで応募されました「造林未済地解消事業」について、選考した結果、本事業の助成対象となりました（なりませんでした）ので通知します。

なお、事業実施に当たっては、「平成30年度造林未済地解消事業の実施について」を遵守してください。

記

- 1 植栽樹種及び本数
- 2 植栽時期
- 3 理由*

(※)「3 理由」欄は、審査の結果、対象地と選定されなかった場合に理由を記載する。

人工林資源保続支援基金事務局（道森連内）
・住所：札幌市中央区北2条西19丁目1-9
・電話：011-621-4293（代表）

第4号様式

造林未済地解消事業完了報告書

令和 年 月 日

人工林資源保続支援基金
代表 富田 満夫 様

申請者 住所
氏名

令和 年 月 日付けで通知のありました「造林未済地解消事業」について、事業を完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 実測図（写）
- 2 位置図
- 3 造林事業補助金等交付内訳書（写）
- 4 現況写真
- 5 低コスト施業の実施に向けた工夫について

※連絡先：住所

電話番号

人工林資源保続支援基金
代表 富田 満夫 様

森林所有者 印
(団体等名及び代表者氏名印)

納税対応				該当項目			
1	免税事業者	(消費税法第9条第1項の規定に該当する課税期間の基準期間(個人事業者は前2年、法人は前事業年度)における課税売上高が1,000万円以下であるため消費税の納税義務を免除された者(非事業者は含みません))					
2	納税義務者	簡易控除	(1)簡易課税制度適用者	(消費税法第37条第1項の規定に基づく課税期間の基準期間(個人事業者は前2年、法人は前事業年度)における課税売上高が5,000万円以下の者で、仕入れに係る消費税額を一定の率を乗じて算出する事業者【事前に税務署に消費税簡易課税制度選択届出書を提出しているもの】)			
		実績控除	簡易課税制度適用者を除く課税事業者	(2)	ア 課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95パーセント以上		
				イ	(ア)一括比例配分方式	(仕入控除額の計算方法としてこの方式を選択する場合は、この方式を選択した場合は、2年間以上継続して適用した後では再び個別対応方式には変更することはできない。)	
					(イ)個別対応方式	① 補助対象経費に含まれる課税仕入れ等に係る消費税等相当額のすべてを、課税売上のみ要する課税仕入れ等に係るもの	
						② 補助対象経費に含まれる課税仕入れ等に係る消費税等相当額のすべてを、課税売上と非課税売上に共通して要する課税仕入れ等に係るもの	
③ 補助対象経費に含まれる課税仕入れ等に係る消費税等相当額のすべてを、非課税売上のみ要する課税仕入れ等に係るもの							
(3)	地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる公共法人等 ^{注3} で特定収入割合 ^{注4} が5パーセント	を超える者 以下の者 ^{注1但し書き参照}					
3	地方公共団体の一般会計(一般会計による事業)						
4	非事業者 ^{注5}						

注1 該当項目欄のいずれか1つに○印を記載すること。ただし、2の(3)地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる公共法人等で特定収入割合が5パーセント以下に該当する者は、2のうち、2の(2)のイの(イ)の③以外のいずれかにも○印を記載すること。

注2 2の(2)のイの課税売上高が5億円超えの場合又は課税売上割合が95パーセント未満の場合には、消費税の申告方法を(ア)又は(イ)の①、②、③からいずれか1つを選択すること。

注3 消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等で、学校法人、財団法人、社会福祉法人、社団法人等が該当します。

注4 特定収入割合=特定収入の合計額/(税抜課税売上高+免税売上高+非課税売上高+国外売上高+特定収入の合計額)
特定収入とは、補助金、負担金、出資金等、資産の譲渡等の対価以外の収入をいう。

注5 「非事業者」とは、消費税法第2条第1項第4号(事業者、個人事業者及び法人)に該当しない者であり、消費税及び地方消費税の確定申告を行っていない個人等です。

注6 本様式中の括弧書き及び注釈については、本申出書作成に当たっての説明等であるため、適宜削除し作成しても構わないこと。

第6号様式

造林未済地解消事業変更申請書

令和 年 月 日

人工林資源保続支援基金
代表 富田 満夫 様

申請者 住所
氏名

令和 年 月 日付けで通知のありました「造林未済地解消事業」について、下記の理由により事業内容を変更したいので、申請します。

記

- 1 変更理由
- 2 植栽変更計画書
- 3 森林経営計画書（写）
- 4 図面（森林計画図、位置図）※

（注）添付書類は、申請書に添付した書類の様式により変更前計画を上段、変更計画を下段に記載する。

（※）変更があった場合のみ、添付する。

※連絡先：住所

電話番号

第7号様式

造林未済地解消事業中止（廃止）届出書

令和 年 月 日

人工林資源保続支援基金

代表 富田 満夫 様

申請者 住所
氏名

令和 年 月 日付けで通知のありました「造林未済地解消事業」について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、届出ます。

記

1 中止（廃止）内容

2 中止（廃止）理由

※連絡先：住所

電話番号